

第57号議案

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和6年6月13日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

昭和区民活動センターの位置を改めるとともに、同センターに置く施設及びその使用料を定める必要がある。

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

中野区区民活動センター条例（平成23年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中野区昭和区民活動センターの項中「東京都中野区中野六丁目16番20号」を「東京都中野区中野五丁目4番7号」に改める。

別表第2中野区昭和区民活動センターの項を次のように改める。

中野区昭和 区民活動セ ンター	洋室一	200円	300円	300円
	洋室二	200円	300円	300円
	洋室三	200円	300円	300円
	洋室四	500円	700円	700円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2中野区昭和区民活動センターの項の規定は、施行日以後の中野区昭和区民活動センターの施設の使用に係る使用料について適用する。

（準備行為）

- 3 施行日以後の中野区昭和区民活動センターの施設の使用に係る中野区区民活動センター条例第7条の規定による使用の承認、同条例第8条の規定による使用の不承認、同条例第9条の規定による使用の承認の取消し等、同条例第10条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。